

令和 7 年 6 月 24 日

各生活保護法指定医療機関 事務御担当者 様

刈谷市社会福祉事務所長 加 藤 直 樹  
(公 印 省 略)

生活保護法による指定医療機関への通院連絡等の変更について（通知）

平素より生活保護法による医療扶助にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、被保護者の通院連絡等について下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

1 変更内容

	従来	今後
通院連絡	被保護者が受診する都度	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保護者が初めて受診するとき</li><li>・被保護者が治療終了（転帰）後、再度初診として受診するとき</li><li>・医療券の内容に変更があるとき</li></ul>
継続受診者分の 医療券等発送時期	当月 3 日頃	前月 26 日頃

2 変更時期

通院連絡 令和 7 年 7 月 1 日

医療券等の発送時期 令和 7 年 7 月 分から

3 その他

医療券または電子資格確認で医療券情報が確認できない被保護者が受診した際は、大変恐れ入りますが以下の連絡先までお問い合わせください。

連絡先 刈谷市役所福祉健康部生活福祉課生活保護第 1 係・第 2 係

電 話 0566-62-1038

F A X 0566-24-2466

E メール seifuku@city.kariya.lg.jp